

- 基幹水利施設管理事業実施要領（平成8年7月31日付け8構改A第596号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表（案）  
（下線部分は改正部分）

改正後	現 行
<p>別紙2-2 支援金の算定方法</p> <p>(1) 省エネルギー化推進型の事業実施主体に対する支援金の額の算定は、次のとおり行うものとする。</p> <p>支援金の額=エネルギー料金の高騰分×0.7</p> <p>エネルギー料金の高騰分=当年度のエネルギー料金－<u>指標となるエネルギー料金</u>－従来補助金額</p> <p><u>指標となるエネルギー料金</u>=当年度のエネルギー料金÷高騰率</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 当年度のエネルギー料金とは、<u>次のアからウまでの期間において省エネ計画に記載された施設に要することが確実に見込まれる諸油脂費（灯油、軽油及びA重油）及び電力料（基本料金及び使用電力料のうち電力量料金及び燃料費調整額）をいう。</u></p> <p><u>ア 令和6年度に係るエネルギー料金の高騰分を算定する場合にあっては、令和6年4月</u></p> <p><u>イ 令和5年度に係るエネルギー料金の高騰分を算定する場合にあっては、令和5年4月から令和6年3月までの間</u></p> <p><u>ウ (略)</u></p> <p>(5)～(7) (略)</p>	<p>別紙2-2 支援金の算定方法</p> <p>(1) 省エネルギー化推進型の事業実施主体に対する支援金の額の算定は、次のとおり行うものとする。</p> <p>支援金の額=エネルギー料金の高騰分×0.7</p> <p>エネルギー料金の高騰分=当年度のエネルギー料金－<u>前年度のエネルギー料金</u>－従来補助金額</p> <p><u>前年度のエネルギー料金</u>=当年度のエネルギー料金÷高騰率</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 当年度のエネルギー料金とは、省エネ計画に記載された施設に要することが確実に見込まれる諸油脂費（灯油、軽油及びA重油）及び電力料（基本料金及び使用電力料のうち電力量料金及び燃料費調整額）をいう。</p> <p>(新設)</p> <p><u>ア 令和5年度に係るエネルギー料金の高騰分を算定する場合にあっては、令和5年4月から令和5年12月までの間</u></p> <p><u>イ (略)</u></p> <p>(5)～(7) (略)</p>

## 附 則

- 1 この通知は、令和5年11月29日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

## 基幹水利施設管理事業実施要領

	平成8年7月31日	8 構改A第596号
	平成28年4月1日	27農振第2113号
	令和4年3月31日	3 農振第3006号
	令和4年12月2日	4 農振第2190号
	令和5年3月28日	4 農振第2549号
	令和5年9月29日	5 農振第1643号
最終改正	令和5年11月29日	5 農振第1966号

各地方農政局長  
沖縄総合事務局長  
北海道開発局長 殿  
北海道知事

農村振興局長

### 第1 趣旨

基幹水利施設管理事業の実施に関しては、基幹水利施設管理事業実施要綱（平成8年7月31日付け8 構改A第595号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

### 第2 基幹水利施設管理強化計画の策定等

- 1 要綱第3の基幹水利施設管理強化計画（以下「強化計画」という。）は、別紙1の基幹水利施設管理強化計画記載要領により策定するものとする。
- 2 要綱第3の（3）の都道府県知事の承認は、強化計画が次の各号に掲げる基準に照らして適当であると認められるものについて行うものとする。
  - （1）地域農業の再編方向に即して用水供給及び排水の安定化並びに水質を含めた用水供給の信頼性向上が図られるよう適正に定められていること。
  - （2）施設の公共・公益的機能を強化するよう適正に定められていること。
  - （3）当該施設及び他の農業水利施設の管理者間の連携方法等が相互の施設の管理を円滑に行えるよう適正に定められていること。

### 第3 省エネルギー化推進計画の策定等

- 1 要綱第4の省エネルギー化推進計画（以下「省エネ計画」という。）は、事業の採択を申請する年度において、別記様式第1-1号又は別記様式第1-2号により翌年度からの3か年における農業水利施設の省エネルギー化及びコスト削減の取組を定めるものとする。
- 2 事業主体は、農業水利施設のエネルギー使用量のおおむね2割削減に向けた取組として、別紙2-1の省エネルギー化及びコスト削減の取組メニューのうち省エネルギー化の取組を1つ以上含む、原則2つ以上の取組を実施するものとする。

ただし、前年度までに既に2つ以上の取組を実施しており、これを継続する場合には、当年度以降に1つ以上の取組を新たに実施し又は前年度までに実施している取組のいずれか1つ以上を強化するものとする。

また、当年度以降に省エネルギー化のハード対策の取組のうちいずれか1つを新たに実施する場合は、当該取組のみを実施すればよいものとする。

- 3 支援金の算定方法は、別紙2-2のとおりとする。
- 4 要綱第4の3及び4の変更後の省エネ計画の提出は、別記様式第2号によるものとする。

#### 第4 事業の採択基準

- 1 要綱第6の1の非農地率とは、一般型の対象とする施設の操作により浸湛水被害の防止が見込まれる地域における非農地の面積が当該面積と当該地域における受益面積とを合計した面積に占める割合又は用水の公共・公益効果が見込まれる非農地の面積が当該面積と当該地域における受益面積とを合計した面積に占める割合をいう。  
ただし、当該非農地の面積はおおむね100（地盤沈下地帯にあつては50）ヘクタール（畑を受益地とする事業にあつては、おおむね30（地盤沈下地帯にあつては10）ヘクタール）以上であることを必要とする。
- 2 要綱第6の1の（2）の地盤沈下地帯とは、地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等（地盤沈下防止等対策要綱及び地方公共団体の条例を含む。）により規制されている地域であつて、当該施設を造成した事業の受益面積がおおむね1,000（畑を受益地とするものにあつては300）ヘクタール以上の地域をいう。
- 3 要綱別表1の排水分水ゲートは、同一管理者が、集約された水利情報に応じて複数の河川等に排水を行うため、一元的な操作が必要と認められる複数のゲートとする。

#### 第5 事業の申請

- 1 一般型
  - （1）要綱第7の1の市町村長からの一般型の実施の申請書は、別記様式第3号によるものとする。
  - （2）要綱第7の1の一般型の採択申請書は、別記様式第4号によるものとする。
  - （3）要綱第7の1の採択基準に係る事項を記載した書面は、別紙3によるものとする。
- 2 特別型
  - （1）要綱第7の2の特別型の採択申請書は、別記様式第5号によるものとする。
  - （2）要綱第7の2の採択基準に係る事項を記載した書面は、別紙4によるものとする。
- 3 省エネルギー化推進型
  - （1）要綱第7の3の省エネルギー化推進型の採択申請書は、別記様式第6号によるものとする。

#### 第6 事業の採択

要綱第8の本事業の採択通知書は、別記様式第7号によるものとする。

#### 第7 事業計画の変更

- 1 要綱第9の1の承認における市町村から都道府県知事への申請は、別記様式第8号によるものとする。
- 2 要綱第9の1の都道府県知事から市町村への承認の通知は、別記様式第9号によるものとする。
- 3 要綱第9の2の都道府県知事から地方農政局長への事業計画の変更の報告は、別記様式第1

0号によるものとする。

## 第8 事業の実績報告

要綱第11の1及び2の省エネルギー化推進型の実績報告は、令和6年度以降、毎年度終了後60日以内に、別記様式第11-1号又は第11-2号により報告するものとする。

## 第9 その他

本事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

### 附則

この通知は、令和4年3月31日から施行する。

### 附則

- 1 この通知は、令和4年12月2日から施行する。
- 2 この通知による改正前の基幹水利施設管理事業実施要領に基づき実施する事業については、なお従前の例による。

### 附則

- 1 この通知は、令和5年3月28日から施行する。ただし、第9の改正規定については、令和5年5月26日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき実施する事業については、なお従前の例による。

### 附則

- 1 この通知は、令和5年9月29日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき実施する事業については、なお従前の例による。

### 附則

- 1 この通知は、令和5年11月29日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。



注

- 1 当年度の使用諸油脂量及び諸油脂費が分かる資料等を添付すること。
- 2 使用量が確定していない月の諸油脂量については、前年度の当該月の使用諸油脂量で代用することとする。その場合にあつては、前年度の使用諸油脂量分かる資料等を添付すること。
- 3 支払額が確定していない月の諸油脂費については、支払済みの最新の月の単価に注2で代用する使用量を乗じた金額で代用する。
- 4 交付済み又は交付予定補助金等の額が分かる資料等を添付すること。
- 5 諸油脂費の単価高騰以外の要因による料金高騰があつた場合は、その事実を証明する書類等を添付すること。
- 6 省エネルギー化及びコスト削減対策として、独自取組を実施する場合は、その取組の内容及び省エネルギー化又はコスト削減の効果が分かる資料等を添付すること。





注

- 1 当年度の使用電力量及び電力料が分かる資料等を添付すること。
- 2 使用量が確定していない月の使用電力量については、前年度の当該月の使用電力量で代用することとする。その場合にあつては、前年度の使用電力量が分かる資料等を添付すること。
- 3 支払額が確定していない月の電力料については、電力会社が公表している当該月の単価又は支払済みの最新の月の単価に注2により代用する電力量を乗じた金額で代用する。
- 4 交付済み又は交付予定補助金等の額が分かる資料等を添付すること。
- 5 電力料の単価高騰以外の要因による料金高騰があつた場合は、その事実を証明する書類等を添付すること。
- 6 省エネルギー化及びコスト削減対策として、独自取組を実施する場合は、その取組の内容及び省エネルギー化又はコスト削減の効果が分かる資料等を添付すること。

別記様式第2号

省エネルギー化推進計画変更手続書

（ 農 村 振 興 局 長  
      又 是  
地 方 農 政 局 長  
沖 縄 総 合 事 務 局 長  
） 殿  
[ 都 道 府 県 知 事 ]

（ 都 道 府 県 知 事 名 ）  
[ 市 町 村 長 名 ]

基幹水利施設管理事業〇〇地区（省エネルギー化推進型）の省エネルギー化推進計画を別紙のとおり変更するので、基幹水利施設管理事業実施要綱第4の3（又は4）に基づき、下記資料を添付して提出します。

記

1 省エネルギー化推進計画（変更）

※別記様式第1-1号又は別記様式第1-2号により、変更に係る項目については、変更前の情報を各項目の上段に括弧書きで記載する。

別記様式第3号

管理事業実施採択申請書

都道府県知事 殿

市町村長名

〇〇地区（一般型）について、基幹水利施設管理事業を採択されたく、基幹水利施設管理事業実施要綱第7の1に基づき、下記資料を添付して申請します。

記

1 土地改良事業計画概要書

2 基幹水利施設管理事業実施要綱第6の1に採択基準に係る事項を記載した書面

3 基幹水利施設管理強化計画

管理事業実施採択申請書

農 村 振 興 局 長  
又は  
地 方 農 政 局 長  
沖 縄 総 合 事 務 局 長 } 殿

都道府県知事名

〇〇地区（一般型）について、基幹水利施設管理事業を採択されたく、基幹水利施設管理事業実施要綱第7の1に基づき、下記資料1を添付して申請します。

（市町村が行う事業）

なお、本事業に係る土地改良事業計画が定められたことを下記資料2を添付して、基幹水利施設管理強化計画を基幹水利施設管理事業実施要綱第3の（3）に基づき承認したことを下記資料3を添付して報告します。

（都道府県が行う事業）

なお、本事業に係る土地改良事業計画を定めたことを下記資料2を添付して、及び基幹水利施設管理強化計画を基幹水利施設管理事業実施要綱第3の（3）に基づき承認したことを下記資料3を添付して報告します。

記

- 1 基幹水利施設管理事業実施要綱第6の1の採択基準に係る事項を記載した書面
- 2 土地改良事業計画概要書
- 3 基幹水利施設管理強化計画

県名	地区名 <small>ふりがな</small>	施設名	所在地	備考

別記様式第5号

管理事業実施採択申請書

農村振興局長  
又は  
地方農政局長  
沖縄総合事務局長

殿

都道府県知事名

〇〇地区（特別型）について、基幹水利施設管理事業を採択されたく、基幹水利施設管理事業実施要綱第7の2に基づき、下記資料1を添付して申請します。

なお、本事業に係る土地改良事業計画を定めたことを下記資料2を添付して、報告します。

記

- 1 基幹水利施設管理事業実施要綱第6の2の採択基準に係る事項を記載した書面
- 2 土地改良事業計画概要書

県名	地区名	施設名	所在地	備考

別記様式第6号

管理事業実施採択申請書

農村振興局長  
又は  
地方農政局長  
沖縄総合事務局長

殿

[都道府県知事]

(都道府県知事名)

[市町村長名]

〇〇地区（省エネルギー化推進型）について、基幹水利施設管理事業を採択されたく、基幹水利施設管理事業実施要綱第7の3に基づき、下記資料を添付して申請します。

記

- 1 省エネルギー化推進計画

都道府県名	地区名	施設名	所在地	備考

注 備考欄には、採択済みの事業型を記載する。

別記様式第7号

管理事業実施採択通知書

(都道府県知事)  
[市町村長]

殿

農村振興局長  
又は  
地方農政局長  
沖縄総合事務局長

[都道府県知事]

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった下記地区について、事業実施地区として採択（したので）[されたので]、通知する。

記

事業型	県名	地区名	施設名	所在地	備考

注：[ ]は市町村等が行う事業であって都道府県知事が市町村長に通知する場合とする。  
地区数が多い場合は、別紙とする。

別記様式第8号

管理事業計画変更申請書

都道府県知事 殿

市町村長名

基幹水利施設管理事業〇〇地区（一般型）の土地改良事業計画を別紙のとおり変更するので、基幹水利施設管理事業実施要綱第9の1に基づき、下記資料を添付して申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 基幹水利施設管理事業実施要綱第6の1の採択基準に係る事項を記載した書面
- 3 土地改良事業計画概要書
- 4 基幹水利施設管理強化計画

注：資料2～4については変更案を添付する。

別記様式第9号

管理事業計画変更承認書

市町村長殿

都道府県知事名

〇〇年〇月〇日付第〇〇号で申請のあった市町村営基幹水利施設管理事業の土地改良事業計画の変更を承認します。

記

1 〇〇地区（一般型）

別記様式第10号

管理事業計画変更手続報告書

農村振興局長  
又は  
地方農政局長  
沖縄総合事務局長 } 殿

都道府県知事名

（市町村営）

市町村営基幹水利施設管理事業〇〇地区（一般型）の土地改良事業計画の変更を、別紙のとおり承認したので報告します。

（都道府県営）

都道府県営基幹水利施設管理事業〇〇地区（〇〇型）の土地改良事業計画の変更を、別紙の内容で行ったので報告します。

（別記様式第10号の別紙）

地区名		局名		所在地	
事業型					
事業の経緯	採択年度		変更計画確定年月日		
変更の要旨					
変更項目及び要件	項目	現計画	変更計画	増△減	増△減の内訳又は理由

実績報告書（諸油脂）

{ 農 村 振 興 局 長  
 又 は  
 地 方 農 政 局 長  
 沖 縄 総 合 事 務 局 長 } 殿  
 [ 都 道 府 県 知 事 ]

( 都 道 府 県 知 事 名 )  
 [ 市 町 村 長 名 ]

下記のとおり事業を実施したので、基幹水利施設管理事業実施要綱第11に基づき報告します。

記

1 地区概要

都道府県名	地区名	事業主体名	関係市町村名	関係土地改良区名	支援金額
					千円

2 支援金の使途

使途	内容	金額
ア 省エネ計画に係る取組	・	千円
	・	千円
イ 施設の管理費	・	千円
	・	千円





実績報告書（電力）

{ 農 村 振 興 局 長  
 又 は  
 地 方 農 政 局 長  
 沖 縄 総 合 事 務 局 長 } 殿  
 [ 都 道 府 県 知 事 ]

( 都 道 府 県 知 事 名 )  
 [ 市 町 村 長 名 ]

下記のとおり事業を実施したので、基幹水利施設管理事業実施要綱第11に基づき報告します。

記

1 地区概要

都道府県名	地区名	事業主体名	関係市町村名	関係土地改良区名	支援金額
					千円

2 支援金の使途

使途	内容	金額
ア 省エネ計画に係る取組	・	千円
	・	千円
イ 施設の管理費	・	千円
	・	千円

3 対象施設 (施設管理者ごとに記載)

施設名	施設容量	契約区分	運転時間					送水量					使用電力量					R〇年度からの使用電力量削減率	省エネルギー化・コスト削減対策	実施期間 ○：実施 ◎：拡大・強化					取組内容	備考
			R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇			R〇まで	R〇	R〇	R〇	R〇		
施設管理者：																										
	kW		時間	時間	時間	時間	時間	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	kWh	kWh	kWh	kWh	kWh	%								
	kW		時間	時間	時間	時間	時間	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	kWh	kWh	kWh	kWh	kWh	%								
	kW		時間	時間	時間	時間	時間	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	kWh	kWh	kWh	kWh	kWh	%								

注 当該年度の運転時間、送水量及び使用電力量が分かる資料等を添付すること。ただし、初年度分の実績報告書にあつては、前年度及び当年度の運転時間、送水量及び使用電力量が分かる資料等を添付すること。

## 別紙 1

## 基幹水利施設管理強化計画記載要領

項目	記載事項
1 策定目的	<p>要綱第3の(1)の要請に係る基幹水利施設及びこれと管理上関連のある農業用排水施設について、地域農業の新たな展開及び公共・公益的機能の高まりに対応した施設管理の強化方策を検討するとともに、その実施のために必要となる施設の管理方法、管理者間の連携及び土地改良区等の管理組織の強化方法等について関係者の合意を形成し、基幹水利施設の適正管理の推進に資する等、本計画の策定目的を記載する。</p>
2 地域の状況 (1) 概況 (2) 地域農業の展開方向 (3) 地域の開発方向	<p>地域の社会経済条件、自然条件、農業の概況等を記載する。</p> <p>次のような事項について地域農業の展開方向を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業経営体の育成方向</li> <li>・新規作物の導入、特定作物の振興等の地域農業の振興策</li> <li>・農家戸数及び営農の変化等に係る見通し</li> </ul> <p>都市化・混住化の状況及び工業団地、住宅団地等の地域の開発計画、地域の防災及び環境保全等に関する計画等の施設を取り巻く地域の開発方向を記載する。</p>
3 対象施設	<p>本計画の対象とするダム、頭首工、機場、樋門及び幹線水路等について、その内訳、管理区分及び用排水計画の概要等を記載する。</p>
4 施設管理強化方策 (1) 農業用排水の安定 (2) 公共、公益的機能の強化	<p>農業経営体の育成、特定作物の振興等地域農業の再編方向に即した用水供給及び排水の安定化並びに水質も含めた用水供給の信頼性向上のための方策について記載する。</p> <p>[安全管理の強化] 例えば、地域の洪水及び浸湛水被害防止対策上の施設の役割を位置付けるとともに他の防災組織との連携、警報体制の整備等について記載する。</p> <p>[水資源の有効利用] 例えば、水利調整に果たす施設の役割を位置付けるとともに調整ルール、渇水対策等について記載する。</p> <p>[水質保全] 例えば、施設がダム湖、湖沼等の水質に影響を与える場合には、その水質保全対策等について記載する。</p> <p>[地域用水の確保] 例えば、農業用水の供給と併せて副次的に防火用水、融雪用水、環境維持用水等の農村における地域用水を活用するための施設の役割を位置付けるとともにこれに配慮した通水の方法等について記載する。</p> <p>上記のほか、施設のもつ公共・公益的な機能の強化のために必</p>

項目	記載事項
5 管理再編計画 (1) 管理方法 (2) 管理の連携	<p>要な方策を記載する。</p> <p>対象施設ごとに管理主体、管理組織、維持管理の要領、費用負担方法等の管理方法の概要を記載する。</p> <p>対象施設各々に係る施設の管理者間の管理業務の分担及び連携の方法、調整組織の設置等について記載する。</p>
6 管理組織の強化 (1) 基本方針 (2) 組織強化計画 (3) 推進体制	<p>対象施設に関係する土地改良区等の管理組織の強化方策及び土地改良区等の統合整備にかかる基本方針について記載する。</p> <p>管理組織の強化方策及び統合整備を要する地区についての合併の方法、時期及び合併後の組織・運営等に関する計画について記載する。</p> <p>管理組織の強化方策及び統合整備の推進体制等について記載する。</p>
7 施設整備計画	<p>施設管理強化方策を具体化する上で施設の追加整備が必要となる場合は、その内容及び実施主体等を記載する。</p>
8 流域治水に係る取組	<p>要綱第6の1の(4)の要件に該当する施設については、対象施設を活用した流域治水に係る取組内容を記載する。</p> <p>なお、当該施設が位置付けられた協定等の写しを添付する。事業実施年度内に協定等を策定又は締結する見込みの施設については、その予定年月を記載し、策定又は締結の後速やかに提出する。</p>

別紙 2-1 省エネルギー化及びコスト削減の取組メニュー

		取組メニュー	
省エネルギー化	ソフト対策	SE-1	ポンプの吐出し水位の見直し
		SE-2	ポンプの吸込み水位の見直し
		SE-3	排水機場の内水位調整
		SE-4	休止可能機器の通電停止
		SE-5	大口径ポンプの優先使用
		SE-6	無効送水の削減
		SE-7	節水による送水量の削減
		SE-8	エネルギー管理の強化
		SE-9	独自取組（省エネ化） （その他農業水利施設の省エネルギー化の効果が認められる取組（以下「独自取組（省エネ化）」という。））
	ハード対策	HE-1	高効率変圧器への更新
		HE-2	電動機制御方式の見直し
		HE-3	高効率電動機への更新
		HE-4	減速機の省略
		HE-5	高効率ポンプへの更新
		HE-6	インペラ（羽根車）の改造
		HE-7	水路のパイプライン化
		HE-8	遠隔制御機器の導入
		HE-9	再生可能エネルギー施設の導入（自家消費有り）
		HE-10	独自取組（省エネ化）

		取組メニュー	
コスト削減	ソフト対策	SC-1	ポンプの同時運転台数の削減
		SC-2	電力契約の適正化
		SC-3	電力契約使用期間の短縮
		SC-4	独自取組（コスト削減） （その他農業水利施設のコスト削減の効果が認められる取組（以下「独自取組（コスト削減）」という。））
	ハード対策	HC-1	力率の改善
		HC-2	ピークカットのための調整施設の整備
		HC-3	再生可能エネルギー施設の導入（自家消費なし）
		HC-4	独自取組（コスト削減）

注 ソフト対策の省エネルギー化のうち、SE-8「エネルギー管理の強化」は、①専門技術者による省エネルギー診断の実施、②省エネルギー化のための施設の運用方法のマニュアル化、③職員の省エネルギー化に関連する資格の取得、④研修受講等の人材育成、⑤施設利用者への省エネルギー化の取組の啓発など省エネルギー化の取組の新規追加・拡大・強化・定着を図る取組、⑥電力需要の少ない時間帯の施設運転によるピーク使用量の抑制、⑦再生可能エネルギー由来の電源への切替え又はその利用拡大など電力需給の逼迫解消や再生可能エネルギーの利用推進に資する取組、⑧農業水利施設以外のエネルギー使用量削減の取組のうち2つ以上の取組を実施することとする。

## 別紙２－２ 支援金の算定方法

- (1) 省エネルギー化推進型の事業主体に対する支援金の額の算定は、次のとおり行うものとする。

支援金の額=エネルギー料金の高騰分×0.7

エネルギー料金の高騰分=当年度のエネルギー料金－指標となるエネルギー料金－従来補助金額

指標となるエネルギー料金=当年度のエネルギー料金÷高騰率

- (2) エネルギー料金とは、諸油脂費及び電力料をいう。
- (3) エネルギー料金の高騰分には、(1)の算定式により算定される諸油脂費及び電力料の単価高騰による高騰分以外の高騰分を含めることを認めるが、その場合にあつては、単価高騰による高騰以外の高騰の事実を証明する資料等を省エネ計画に添付するものとする。
- (4) 当年度のエネルギー料金とは、次のアからウまでの期間において省エネ計画に記載された施設に要することが確実に見込まれる諸油脂費（灯油、軽油及びA重油）及び電力料（基本料金及び使用電力料のうち電力量料金及び燃料費調整額）をいう。
- ア 令和6年度に係るエネルギー料金の高騰分を算定する場合にあつては、令和6年4月
- イ 令和5年度に係るエネルギー料金の高騰分を算定する場合にあつては、令和5年4月から令和6年3月までの間
- ウ 令和4年度に係るエネルギー料金の高騰分を算定する場合にあつては、令和4年4月から令和5年3月までの間
- (5) 従来補助金額とは、一般型又は特別型により既に補助されている金額をいう。
- (6) 高騰率は、統計調査等により別途農村振興局長が定めるものとする。
- (7) 支援金の上限額は、(1)の算定式により得られる額又はエネルギー料金の高騰分から、エネルギー料金の高騰分に対する本事業以外の補助金等の額を減じた額のうちいずれか小さい方の額とする。

別紙 3

採択基準（一般型）に係る事項を記載した書面

項目	記載事項																																		
1 管理委託	<p>事業の申請時において、農林水産大臣により管理を委託されている場合にあつては、管理委託の年月日を記載し、管理委託協定書の写しを添付する。</p> <p>事業の申請時において、農林水産大臣と事前協議中の場合にあつては、管理委託の予定年月日を記載する。</p>																																		
2 受益面積	<p>事業の対象とする施設の受益面積を記載する。</p> <table border="1" data-bbox="557 584 1126 741"> <thead> <tr> <th data-bbox="557 584 746 663">田</th> <th data-bbox="746 584 936 663">畑</th> <th data-bbox="936 584 1126 663">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="557 663 746 741">ha</td> <td data-bbox="746 663 936 741">ha</td> <td data-bbox="936 663 1126 741">ha</td> </tr> </tbody> </table>	田	畑	合計	ha	ha	ha																												
田	畑	合計																																	
ha	ha	ha																																	
3 施設の規模等	<p>事業の対象とする施設の規模等を記載する。</p> <p>(ダムの場合)</p> <table border="1" data-bbox="557 848 1356 1010"> <thead> <tr> <th data-bbox="557 848 746 927">工種</th> <th data-bbox="746 848 936 927">設計洪水量</th> <th data-bbox="936 848 1126 927">貯水量</th> <th data-bbox="1126 848 1356 927">治水協定締結の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="557 927 746 1010">ダム</td> <td data-bbox="746 927 936 1010">m<sup>3</sup>/s</td> <td data-bbox="936 927 1126 1010">千m<sup>3</sup></td> <td data-bbox="1126 927 1356 1010"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(頭首工の場合)</p> <table border="1" data-bbox="557 1055 1318 1211"> <thead> <tr> <th data-bbox="557 1055 746 1133">工種</th> <th data-bbox="746 1055 936 1133">設計洪水量</th> <th data-bbox="936 1055 1126 1133">ゲート</th> <th data-bbox="1126 1055 1318 1133">最大取水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="557 1133 746 1211">頭首工</td> <td data-bbox="746 1133 936 1211">m<sup>3</sup>/s</td> <td data-bbox="936 1133 1126 1211">門</td> <td data-bbox="1126 1133 1318 1211">m<sup>3</sup>/s</td> </tr> </tbody> </table> <p>(用水機場の場合)</p> <table border="1" data-bbox="557 1256 936 1413"> <thead> <tr> <th data-bbox="557 1256 746 1335">工種</th> <th data-bbox="746 1256 936 1335">最大取水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="557 1335 746 1413">用水機場</td> <td data-bbox="746 1335 936 1413">m<sup>3</sup>/s</td> </tr> </tbody> </table> <p>(排水機場の場合)</p> <table border="1" data-bbox="557 1458 1015 1615"> <thead> <tr> <th data-bbox="557 1458 746 1536">工種</th> <th data-bbox="746 1458 1015 1536">排水機の総口径</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="557 1536 746 1615">排水機場</td> <td data-bbox="746 1536 1015 1615">mm</td> </tr> </tbody> </table> <p>(排水樋門の場合)</p> <table border="1" data-bbox="557 1659 936 1816"> <thead> <tr> <th data-bbox="557 1659 746 1738">工種</th> <th data-bbox="746 1659 936 1738">計画通水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="557 1738 746 1816">排水樋門</td> <td data-bbox="746 1738 936 1816">m<sup>3</sup>/s</td> </tr> </tbody> </table> <p>(幹線用水路の場合)</p> <table border="1" data-bbox="557 1861 1394 2018"> <thead> <tr> <th data-bbox="557 1861 746 1939">工種</th> <th data-bbox="746 1861 936 1939">計画通水量</th> <th data-bbox="936 1861 1394 1939">一元管理を行う基幹水利施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="557 1939 746 2018">幹線用水路</td> <td data-bbox="746 1939 936 2018">m<sup>3</sup>/s</td> <td data-bbox="936 1939 1394 2018"></td> </tr> </tbody> </table>	工種	設計洪水量	貯水量	治水協定締結の有無	ダム	m <sup>3</sup> /s	千m <sup>3</sup>		工種	設計洪水量	ゲート	最大取水量	頭首工	m <sup>3</sup> /s	門	m <sup>3</sup> /s	工種	最大取水量	用水機場	m <sup>3</sup> /s	工種	排水機の総口径	排水機場	mm	工種	計画通水量	排水樋門	m <sup>3</sup> /s	工種	計画通水量	一元管理を行う基幹水利施設名	幹線用水路	m <sup>3</sup> /s	
工種	設計洪水量	貯水量	治水協定締結の有無																																
ダム	m <sup>3</sup> /s	千m <sup>3</sup>																																	
工種	設計洪水量	ゲート	最大取水量																																
頭首工	m <sup>3</sup> /s	門	m <sup>3</sup> /s																																
工種	最大取水量																																		
用水機場	m <sup>3</sup> /s																																		
工種	排水機の総口径																																		
排水機場	mm																																		
工種	計画通水量																																		
排水樋門	m <sup>3</sup> /s																																		
工種	計画通水量	一元管理を行う基幹水利施設名																																	
幹線用水路	m <sup>3</sup> /s																																		

項目	記載事項						
4 流域治水に係る取組 5 非農地率 6 その他	<p>(幹線排水路の場合)</p> <table border="1" data-bbox="557 277 1394 450"> <thead> <tr> <th data-bbox="557 277 748 353">工種</th> <th data-bbox="748 277 938 353">計画排水量</th> <th data-bbox="938 277 1394 353">一元管理を行う基幹水利施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="557 353 748 450">幹線排水路</td> <td data-bbox="748 353 938 450">m<sup>3</sup>/s</td> <td data-bbox="938 353 1394 450"></td> </tr> </tbody> </table> <p>事業の対象となる施設で実施する流域治水対策を記載する。</p> <p>基幹水利施設管理事業実施要領第4の1にいう非農地率を記載する。</p> <p>基幹水利施設管理事業実施要領第4の2の受益面積を記載し、施設の配置及び受益のわかる図面を添付する。</p>	工種	計画排水量	一元管理を行う基幹水利施設名	幹線排水路	m <sup>3</sup> /s	
工種	計画排水量	一元管理を行う基幹水利施設名					
幹線排水路	m <sup>3</sup> /s						



別紙 4

採択基準（特別型）に係る事項を記載した書面

項目	記載事項						
1 管理委託	<p>事業の申請時において、農林水産大臣により管理を委託されている場合にあつては、管理委託の年月日を記載し、管理委託協定書の写しを添付する。</p> <p>事業の申請時において、農林水産大臣と事前協議中の場合にあつては、管理委託の予定年月日を記載する。</p>						
2 受益面積	<p>事業の対象とする施設の受益面積を記載する。</p> <table border="1" data-bbox="557 584 1126 741"> <thead> <tr> <th data-bbox="557 584 746 663">田</th> <th data-bbox="746 584 936 663">畑</th> <th data-bbox="936 584 1126 663">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="557 663 746 741">ha</td> <td data-bbox="746 663 936 741">ha</td> <td data-bbox="936 663 1126 741">ha</td> </tr> </tbody> </table>	田	畑	合計	ha	ha	ha
田	畑	合計					
ha	ha	ha					
3 施設の規模等	<p>事業の対象とする施設の規模等を記載する。</p> <table border="1" data-bbox="557 786 1430 958"> <thead> <tr> <th data-bbox="557 786 746 875">施設の区分</th> <th data-bbox="746 786 1088 875">施設の規模及び関係受益面積</th> <th data-bbox="1088 786 1430 875">浸湛水被害の防止機能の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="557 875 746 958"></td> <td data-bbox="746 875 1088 958"></td> <td data-bbox="1088 875 1430 958"></td> </tr> </tbody> </table>	施設の区分	施設の規模及び関係受益面積	浸湛水被害の防止機能の状況			
施設の区分	施設の規模及び関係受益面積	浸湛水被害の防止機能の状況					